

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）	1
○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）【附則第二項関係】	10
○ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（抄）【附則第二項関係】	14

改正案	現行
<p>（出資財産の評価の方法）</p> <p>第一条 地方公共団体は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第六条第五項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>（議決及び認可を要しない定款の変更）</p> <p>第二条 法第八条第二項ただし書に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 従たる事務所の所在地の変更</p> <p>二 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方公共団体の名称の変更</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣の指定する事項</p> <p>（公共的な施設の範囲）</p> <p>第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（出資財産の評価の方法）</p> <p>第一条 地方公共団体は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第六条第四項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>（議決及び認可を要しない定款の変更）</p> <p>第二条 法第八条第二項ただし書に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 従たる事務所の所在地の変更</p> <p>二 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方公共団体の名称の変更</p> <p>（新設）</p> <p>（公共的な施設の範囲）</p> <p>第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設</p> <p>二 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの</p>

三 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館

第五条 (略)

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

第五条の二 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

(新設)

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第五条 法第三十五条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法第三十五条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円以上であること。

二 法第三十四条第一項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された地方独立行政法人（法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額）が二百億円以上であること。

(新設)

二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

五 現物による出資等団体への納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。

（出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付）

第五条の三 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の規定により、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から出資等団体への納付を行うこと（以下この項において「譲渡収入による出資等団体への納付」という。）について、同条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三 納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由

（新設）

- 四 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額
 - 五 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額
 - 六 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
 - 七 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
 - 八 当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法
 - 九 当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期
 - 十 譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期
 - 十一 その他必要な事項
- 2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の認可を受けて出資等に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を設立団体の長に提出するものとする。
 - 一 譲渡した出資等に係る不要財産の内容
 - 二 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られた収入の額（次条第一項及び第二項第一号において「譲渡収入額」という。）
 - 三 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
 - 四 当該出資等に係る不要財産を譲渡した時期
- 3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
 - 4 設立団体の長は、第二項の報告書の提出を受けたときは、法第四十二条の二第二項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額を地方独立行政法人に通知するものとする。

5| 地方独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、同項の規定により通知された金額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該通知された金額に当該出資等団体の出資等割合（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額の割合をいう。次条において同じ。）を乗じて得た額）を納付するものとする。

（簿価超過額の出資等団体への納付）

第五條の四 地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額（法第四十二條の二第二項に規定する簿価超過額をいう。以下この条において同じ。）

）があつた場合には、法第四十二條の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、前条第五項の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

2| 地方独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、法第四十二條の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、前条第二項の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 当該出資等に係る不要財産の帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

（新設）

二 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該控除した額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

4 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知）

第五條の五 設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について法第四十二条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は第五條の二第一項若しくは第五條の三第一項の申請書の提出があつた場合若しくは同條第四項の通知をした場合は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならない。

法第四十二条の二第一項の認可をした場合	一 法第四十二条の二第一項の認可をした旨
	二 第五條の二第二項の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第二	法第四十二条の二第二項の認可をした旨

（新設）

項の認可をした場合	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	二 第五条の四第三項の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした旨 二 第五条の四第四項の規定により設立団体の長が指定した期日
第五条の二第一項の申請書の提出があった場合	第五条の二第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第五条の三第一項の申請書の提出があった場合	第五条の三第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第五条の三第四項の通知をした場合	一 第五条の三第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二 第五条の三第四項の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額 三 第五条の三第五項の規定により設立団体の長が指定した期日 四 第五条の四第二項の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載され

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第五条の六 設立団体の長は、法第四十二条の二第四項の規定により地方独立行政法人に対する出資等団体からの出資がなかったものとされ、地方独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を当該地方独立行政法人に通知するものとする。

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に報告するものとする。

第六条 (略)

(設立団体が二以上である場合の特例)

(新設)

(政治的行為を制限される職員の職に係る基準)

第六条 法第五十三条第二項の規定に基づき特定地方独立行政法人(法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の理事長が定める職の基準は、次のとおりとする。

- 一 特定地方独立行政法人の役員を職制上直接に補佐する職
- 二 特定地方独立行政法人の主たる事務所の局、部若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職
- 三 特定地方独立行政法人の営業所、出張所、附属施設その他これらに準ずる組織(以下この号において「営業所等」という。)の長及び職制上これを直接に補佐する職並びに営業所等で大規模なもの局、部若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職

(設立団体が二以上である場合の特例)

第十四条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る法第十四十二条の二第四項並びに第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項並びに第五条の四第三項及び第四項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 (略)

第十四条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第五条第二号に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第七条の規定により規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（地方公務員としての引き続いた在職期間の計算）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八條第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地</p>	<p>（地方公務員としての引き続いた在職期間の計算）</p> <p>第七条 法第七条第五項の場合において、地方公務員が退職により法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となつた在職期間（当該給付の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給付の額を退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。</p> <p>2 職員が法第十九條第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。</p> <p>3 地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十五條に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方</p>

方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人等で、退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間（法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者の職員としての勤続期間を含む。）を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第

公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人等で、退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間（法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者の職員としての勤続期間を含む。）を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七

七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先の地方公務員としての引き続きいた在職期間（法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないうで地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続きいた在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続きいた在職期間として計算する。

4～6 （略）

条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先の地方公務員としての引き続きいた在職期間（法第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないうで地方公務員となつた者にあつては、先の職員としての引き続きいた在職期間）の始期から後の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続きいた在職期間として計算する。

4 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）となつた者に対する前項の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ通算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者となるため退職したこととみなす。

5 通算制度を有する一般地方独立行政法人等である公庫等に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）が、公庫等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続きいた在職期間として計算する。

6 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した

後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となつた場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続きいた在職期間として計算する。

改正案	現行
<p>第五条 船員に係る法第二十八条の規定による休業補償の金額は、公務（<u>地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第三項</u>）に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（<u>法第二条第二項</u>）に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかった日から四月間は、平均給与額の百分の百に相当する金額とする。</p>	<p>第五条 船員に係る法第二十八条の規定による休業補償の金額は、公務（<u>地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条</u>）に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（<u>法第二条第二項</u>）に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかった日から四月間は、平均給与額の百分の百に相当する金額とする。</p>